

秋田県公報

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

人事委員会規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第一総務部総合防災課の項中「総務部総合防災課」を「知事公室総合防災課」に改める。

附則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

目次

ページ

人事委員会規則

人事委員会規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則.....1

人事委員会規則七三(管理職手当)の一部を改正する規則.....1

人事委員会規則七三(管理職手当)の一部を改正する規則.....2

人事委員会規則七四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則.....2

人事委員会規則七二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則.....3

規則.....3

監査委員告示

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(二).....3

人事委員会規則

人事委員会規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。
に改め、同表知事部局地域振興局(秋田地域振興局を除く。)の項及び地域振興局(秋田地域振興局に限る。)の項を次のように改める。

建設部のダム管理事務所	地域振興局(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局に限る。)	局長	部長	次長	上席主幹	課長	主幹	所長	主席専門員	主任専門員
局長										
部長										
次長										
上席主幹										
主幹										
課長										
主任専門員										
主任専門員										

別表知事部局東京事務所の項中「産業觀光センター所長」を削り、同表知事部局福

岡事務所の項の次に次のように加える。

東京産業観光センター	産業技術総合研究センター	
長 高度技術研究所	所長 高度技術研究所	
副所長 高度技術研究所	工業技術センタ ー所長	
主席研究員 一 次 長	部長 工業技術センタ	所長
	主幹 上席研究員	主幹
	主任専門員	

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

別表知事部局工業技術センターの項及び高度技術研究所の項を削り、同表知事部局労働委員会事務局の項及び人事委員会人事委員会事務局の項中「次長」を削り、同表監査委員監査委員事務局の項中「次長」を「首席監査監」に改め、同表教育委員会教

「総合調整主幹」に改める。
上席主幹 「上席主幹」を
育庁本庁の項中「上席主幹」を

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。ただし、別表教育委員会教育厅本
行の廃止又は見三は、同月一日から施行する。

人事委員会規則七 三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則七 四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布す

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

第四条第十一号を次のように改める。
十二 産業技術総合研究センター

人事委員会規則七
規則七 三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則
第三条の一第一項第六号及び第三条の三第一項第四号中「環境政策課」を
「創造課」に改める。

人事委員会規則七 三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する
規則七 二三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。
第三条の一第一項第六号及び第三条の三第一項第四号中「環境政策課」

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

る。

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第七条中「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改める。

第八条第一項中「工業技術センター、高度技術研究所」を「産業技術総合研究センター」に改める。

第九条第二項中「河川課」を「河川砂防課」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

人事委員会規則一二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

人事委員会規則一二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則

規則一二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 秋田県産業技術総合研究センターの工業技術センター所長、工業技術センター次長、高度技術研究所長及び高度技術研究所副所長

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附 則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第三号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年五月六日

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次長」を「首席監査監」に、「主査、主任、主事及び技能技師」を「主幹、副主幹及び技能主任」に改め、同条第二項中「事務局に事を」を削り、「主幹、副主幹又は技能主任」を「主査、主任、主事又は技能技師」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「参考」を「首席監査監」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第一項第二号から第五号までの規定中「次長、参考」を「首席監査監」に改め、同条第六号中「次長」を「首席監査監」に改め、「部分休業」の下に「並びに修学部分休業」を加え、同条第三項第二号中「次長、参考」を「首席監査監」に改める。

第七条第一項及び第二項中「次長」を「首席監査監」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

3 職員の修学部分休業に関しては、知事の事務部局の職員の例による。

この規程は、平成十七年五月九日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年五月九日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一號
一月三千六百七十五円（税込）

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄
電話番号：(0186) 87-6688
FAX番号：(0186) 87-6688
E-mail: matsubara@matsubarainstall.com